

## 主な変更点

改定前	→	改定後
期間：2022年8月5日～8月31日		期間：2022年8月5日～9月30日
<b>スライド①ページ「県民の皆様への要請等」</b>		
○発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や帰省、旅行を控え、かかりつけ医等の医療機関を受診すること		○発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
—		○症状が軽い場合は、休日や夜間ではなく、平日の日中に、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）を受診すること【新規】
—		○症状が軽く、20～29歳の重症化リスク因子（慢性呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のない方は、検査キット配送・陽性者登録センターの利用を検討すること（期間：8月31日～）【新規】
—		○会食や旅行、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること（期間：9月1日～9月30日）【新規】
※帰省や旅行、イベントの参加にあたっては、事前にワクチン接種又は検査の陰性結果を確認しましょう。		—
<b>スライド③ページ「高齢者施設等への要請」</b>		
○職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと		○職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと
<b>スライド④ページ「学校への要請」</b>		
—		○臨時休業は、感染状況等を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に実施すること【新規】
—		○飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること【新規】
○学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと		○学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと

—	○感染者・濃厚接触者となった学生・生徒・児童・教職員に対し、出席停止・休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと【新規】
スライド⑤ページ「保育所・認定こども園等、放課後児童クラブ、放課後子ども教室への要請」	
○園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと	○園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと
スライド⑥ページ「事業者の皆様への要請等」	
○従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと	○従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと